

農林水産本省等が直接、事業主体に補助金等を交付する直接採択事業の実施において、事業主体から納入業者等への事業費の支払が速やかに完了するよう改善させたもの

速やかに支払を完了していなかった事業費に対する国庫補助金等相当額(支出) 4億0540万円

1 直接採択事業における事業費に係る支払状況の確認等の概要

農林水産省は、農林漁業生産と加工・販売の一体化や地域資源を活用した新たな産業の創出を図るなどのために、「農山漁村6次産業化対策事業実施要綱」等に基づき、農山漁村6次産業化対策事業等を実施している。これらの事業は、農林水産本省（以下「本省」という。）及び地方農政局等が直接、民間事業者等の事業主体に対して、補助金等を交付する方式（以下、この方式による補助事業等を「直接採択事業」という。）により実施されており、平成20年度以降、機械、施設等の整備を内容としていて事業費が多額となる直接採択事業が多くなっている。そして、直接採択事業の事業主体は、主として農業者、中小事業者等となっている。

実績報告時等の審査については、各事業の公募要領、実施要領等（以下「公募要領等」という。）に基づいて契約書、納品書、検査調書等により事業の完了と事業費の支払状況を確認するとともに、会計帳簿等により機械、施設等の納入業者、施工業者等（以下「納入業者等」という。）へ事業費の支払が適正に行われているか確認することとなっている。この際、事業費の支払が完了していないときは、契約書、請求書等により支払債務額の確認を行い、その支払状況について事業完了後に引き続き確認することとなっている。すなわち、「「実績に基づいて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」の照会について」によれば、直接採択事業については、事務処理の必要上、補助事業等が事実上完了して支払債務額が確定した場合には事業費の支払が完了していなくても支払債務額により補助金等を交付することができることとされている。

そして、本省及び地方農政局等は、上記により確認した事業費に基づいて補助金等の額の確定を行い、補助金等を交付している。

2 検査の結果

本省及び9農政局等^(注1)において20年度から24年度までの間に実施された、機械、施設等の整備を内容とする直接採択事業418件（409事業主体。事業費計261億4791万余円、国庫補助金等交付額計120億5498万余円）を対象として検査したところ、補助金等の交付を受けた日から30日以内に事業費の支払を完了していなかったものが、本省及び8農政局等^(注2)で実施された6次産業化推進整備事業等^(注3)10事業において43件（43事業主体。事業費計26億4089万余円、国庫補助金等交付額計11億5896万余円）見受けられ、支払を完了していなかった事業費は計8億8971万余円（国庫補助金等相当額計4億0540万余円）となっていた。

(注1) 9農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局

(注2) 8農政局等 東北、関東、北陸、東海、近畿、中国四国、九州各農政局、沖縄総合事務局

(注3) 6次産業化推進整備事業等10事業 6次産業化推進整備事業、食品循環資源品質維持体制整備事業、農商工等連携促進施設整備支援事業、食農連携促進施設整備事業、農商工連携施設整備事業、農林水産分野における太陽光エネルギー利用推進事業、6次産業化先導モデル育成事業、食品流通機能合理化・高度化整備事業、バイオ燃料地域利用モデル実証事業、緑と水の環境技術革命プロジェクト事業

上記43件のうち、1件については事業費の支払を完了しないまま25年11月に事業を中止していて、4件については26年3月末時点で事業費の支払を完了していなかった。残りの38件については事業費の支払を完了していたが、補助金等の交付を受けてから事業費の支払を完了するまでに要した期間をみると、14

件が90日超1年以内、4件が1年超となっていた。

そして、前記の43件について事業費の支払に遅延が生じた要因を確認したところ、表のとおりとなっていた。

表 事業費の支払に遅延が生じた要因等

事業費の支払に遅延が生じた要因		事業数 (事業主体数)	30日以内に支払が完了 していなかった事業費 (国庫補助金等相当額)	左のうち平成26年3月 末時点において支払が 完了していない事業数 及び事業費（国庫補助 金等相当額）
①	融資を受けるための借入計画についての金融機関等との事前相談等が十分でなく融資が受けられなかったことなどにより、事業資金の確保に支障が生じていたため	17件 (17事業主体)	4億2475万余円 (2億0619万余円)	3件 9960万余円 (4701万余円)
②	直接採択事業により整備した機械、施設等（以下「取得財産」という。）の試運転、調整等を完了していないことなどにより、納入業者等に機械等の調整等を行わせて所期の性能を発揮するまで引渡しを受けることを保留するなどしていたため	16件 (16事業主体)	4億2154万余円 (1億7848万余円)	1件 3148万余円 (496万余円)
③	事業費のうち自己負担分について、支払期間が長期の割賦により支払うことなどとしていたため	5件 (5事業主体)	1660万余円 (801万余円)	1件 311万余円 (148万余円)
④	事業費の一部の支払を失念するなどしていたため	6件 (6事業主体)	2680万余円 (1271万余円)	—

注(1) ①の平成26年3月末時点において支払が完了していない3件のうち1件は、事業費の支払を完了しないまま、25年1月に事業を中止していた。

注(2) 1件については②と④の二つの要因が見受けられた。

また、前記の43件について、本省及び8農政局等における事業費の支払についての確認状況をみると、補助金等の交付後における事業費の支払状況について報告を求めることなどによる確認が十分に行われていなかった。

以上のとおり、事業主体において、補助金等の受領後速やかに事業費の支払が完了していないなどしている事態は、交付された補助金等が事業主体に長期間滞留することとなったり、事業の効果の発現に支障が生じたり、補助金等が交付されてからその効果が発現するまでに遅れが生じたりすることにもなり、適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、農林水産省は、事業費の支払が完了していなかった5件（25年1月に事業を中止した1件を含む。）のうち、改善の見込みのない2件について補助金の交付決定の取消しなどを行い、残りの3件について所管する地方農政局等に対して定期的に支払状況等を報告するよう事業主体に指導するとともに、今後の直接採択事業について、次のような処置を講じた。

ア 26年度の公募要領等において、事業主体は、補助金等の受領後、速やかに事業費の支払を完了するとともにその報告をすること、取得財産の試運転、調整等を事業実施期間内に完了することなどを明記した。

イ 26年7月に地方農政局等に対して通知を発して、審査担当者に対して、事業資金の確保の確実性、事業費の支払状況等についての確認及び事業主体に対する指導等を適切に行うこと、取得財産の試運転、調整等を事業実施期間内に完了しないことが確実な場合には補助事業に係る繰越手続をとることなどについて周知徹底を図った。